

# 重点事項

## I 平成21年度における生活保護法施行事務監査について

近年、生活保護の適用など運営面に関しては、新聞報道等により、保護の相談・申請時及び廃止時の不適切な取扱い、職員による保護費の詐取等の不祥事、通院移送費制度を悪用した多額の保護費の不正受給事例などが大きく取り上げられ、また、稼働収入の無申告等による保護費の不正受給についても増加傾向にある。

このような事例の発生は、国民の生活保護制度に対する信頼を大きく損ない、ひいては制度の根幹を揺るがすことにもつながりかねない問題であり遺憾である。

生活保護は、国民生活の最後のセーフティネットとなる制度であり、その運用に当たっては、①保護を受けるべき人が保護を受け（漏給防止）、②保護を受けてはならない人が受けず（濫給防止）、③保護を受けている人もその人の能力に応じた自立を図る（自立支援）ことが求められているところである。

今後、このような事例が発生しないよう保護の適正な運用、不祥事の未然防止や早期発見に努めることが行政として強く求められている。

については、平成21年度の生活保護法施行事務監査は、「漏給防止」、「濫給防止」及び「自立支援」の視点に立ち、以下の重点事項を踏まえて実施することとしているので、都道府県・指定都市本庁は管内の実施機関等に対し厳正な監査の実施と適確な助言指導をお願いしたい。

## 1 福祉事務所に対する指導監査について

### (1) 漏給防止・濫給防止対策の促進等

#### ア 面接相談、申請時及び保護廃止時の適切な取扱い

##### (ア) 保護の相談時における助言指導及び要保護者に対する適切な対応

###### a. 生活保護の面接相談

生活保護の面接相談に当たっては、相談者の状況を的確に把握し、その相談内容に応じて他法他施策の活用等について適切な助言を行うとともに、制度の趣旨が正しく理解されるよう懇切丁寧に説明を行い、生活保護の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談者に対し、保護の申請権を侵害するような行為は厳に慎み、保護申請の意思を確認の上、申請の意思が確認された者に対しては、速やかに申請書を交付するとともに申請手続についての助言を行うよう指導を徹底すること。

###### b. ホームレス及び職を失った派遣労働者等に対する生活保護の適用

- ① 平成20年7月1日に「ホームレスの自立の支援に関する基本方針（厚生労働省・国土交通省告示第1号）」が新たに告示されたところである。ホームレスである者については、これまで同様、法の原則に従い、資産、能力その他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者に対し、自立に向けて必要な保護を実施することとなる。ついては、ホームレスに対する生活保護の適用に当たり、同基本方針及び「ホームレスに対する生活保護の適用について（平成15年7月31日社援保発第0731001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」を踏まえ適切に行うよう助言指導すること。
- ② 職を失った派遣労働者等に対する生活保護の適用については、通常の手順に従い必要な審査を行った上で、法定期間内での適切な処理を行うよう助言指導すること。特に、保護の実施要領の規定による稼働能力活用の判断においては、
  - ・ 単に稼働能力があることをもって保護の要件を欠くものではなく
  - ・ 稼働能力を活用する就労の場を得られるにもかかわらず職に就くことを拒んでいる場合は保護の要件を欠く

ことになる。

このため、本人の生活歴や職歴を聴取し、本人の稼働能力に見合った就労の場が得られるかどうかについて十分見極めるよう指導を徹底すること。

c. 相談内容及び対応結果の記録等

相談内容及びその対応結果については、確実に面接記録簿及び面接記録票等に記録するよう指導を徹底すること。

また、その記録については、査察指導員等が逐次点検の上、所長等幹部職員が決裁する等の方法により内容を検証することとし、相談業務が担当者任せにならないように指導を徹底すること。

d. 要保護者に対する適切な対応

要保護者を発見し適切な保護を実施するため、急迫状態にある保護の相談に至らない生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、住民に対する生活保護制度の周知に努めること。

民生委員や各種相談員との連携を図り、情報収集に努めること。

特に、地域から孤立して生活しているような単身世帯、高齢者世帯等については、保健福祉関係部局及び社会保険、水道、電気の事業所等の関係機関との連絡・連携体制の構築についても助言指導すること。

ライフラインに係る事業者などとの連絡・連携については、都道府県・指定都市本庁による調整が重要であるため、本庁自ら連絡・連携体制の構築に努めること。

(イ) 保護の廃止時における助言指導

a. 辞退による廃止

保護の辞退による廃止決定をする場合においては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）」（以下「実施要領（課）」という。）第10の12の3を踏まえて被保護者から意思の確認を行い、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても自立の目途を聴取する等、

保護の廃止により直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意し、辞退の強要と疑われるような行為は厳に慎むよう指導を徹底すること。

また、辞退による廃止決定の判断及びその手続は組織的に対応するよう助言指導すること。

さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、廃止に伴い必要となる諸手続について被保護者に対する助言指導を徹底するよう助言指導すること。

#### b. 指導指示違反による廃止

指導指示違反による廃止決定をする場合においては、法第27条及び第62条、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）」（以下「実施要領（局）」という。）第11の2、実施要領（課）第11の1、「生活保護行政を適正に運営するための手引き（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」（以下「適正運営の手引き」という。）及び別冊問答などを踏まえ、適正な手続を厳守するよう指導を徹底すること。

なお、指導指示の内容については、実現不可能な指示内容や期限設定であるなど不適切なものがないか個別に確認の上、適切な指導指示を行うよう助言指導すること。

#### イ 通院移送費の適正な給付

通院移送費の給付については、濫給防止・漏給防止の観点から、「生活保護法による医療扶助運営要領の一部改正について（平成20年4月1日社援発第0401005号厚生労働省社会・援護局長通知）」及び「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について（平成20年4月4日社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」、「医療扶助における移送の給付決定に関する留意点（周知徹底依頼）（平成20年6月10日社援保発0610001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」等の発出により、給付範囲等の基準及び審査等の手続が明確化されたところである。

通院移送費の給付に当たっては、上記の通知及び事務連絡で示された手続等

により、個々の事案ごとに十分な検討を行い、不正受給や過大給付などが発生しないよう、また、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなることはないよう指導を徹底すること。

また、平成20年4月以降に通院移送費の給付内容を見直した事案や新規申請で支給を認めなかった事案についても、当該被保護者の通院状況等を定期的に確認し、必要に応じて、通院移送費の給付の必要性を再度検討するよう助言指導すること。

#### ウ 保護の受給申請・開始時調査の徹底（年金・手当等の受給権確認を含む。）

- ① 保護の受給申請時においては、申請者から生活歴、家族構成、病状、収入、資産等について適正に申告させること。また、調査に必要な同意書を徴取した上で金融機関、生命保険会社、社会保険事務所等への関係先調査を速やかに行い、病状把握及び扶養能力調査等、福祉事務所としての保護の要否についての調査を徹底するよう助言指導するとともに、各種年金や手当の受給資格についても、速やかに調査・確認の上、申請手続に必要な支援を行うよう助言指導すること。なお、保護申請前に転居してきた者に対しては、前居住地の関係先照会等についても行うよう助言指導すること。
- ② ホームレスに対する生活保護の適用においても、生活歴等を勘案し、保護申請受理後速やかに必要な調査を徹底するよう助言指導すること。
- ③ 相談の段階で居宅用不動産を有することが明らかな高齢者世帯等には、要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度の優先活用を検討するよう助言指導すること。
- ④ 保護受給中の者に対しても、年金受給権について一斉点検等により把握し、申請の指導を徹底するよう助言指導すること。

## エ 保護受給中における受給要件の確保と指導援助の推進

### (ア) 援助方針の適切な策定及び年間訪問計画に沿った訪問調査活動の確実な実施

#### a. 援助方針の適切な策定

援助方針は、訪問調査や関係機関調査により把握した生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じた具体的な方針として策定するものである。

しかしながら、指導監査において、長年見直しがされていないものや、訪問調査等による実態把握が不十分なためにケースの実態と乖離しているもの、また形式的、画一的で具体性を欠くものなど、援助方針として不適切なものが見受けられた。

援助方針の策定に当たっては、訪問調査活動や病状把握等により個々の要保護者の生活実態や病状を十分に把握・検討した上で、具体的な目標を設定するよう助言指導すること。特に、援助困難ケース等については、関係機関と連携の上、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に当該方針を策定するよう助言指導すること。

また、援助方針については、その援助及び目標達成の状況を定期的かつ適時に評価し、年一回以上は見直すよう助言指導すること。

#### b. 年間訪問計画に沿った訪問調査活動の確実な実施

訪問調査活動は、保護の受給要件の検証や、適切なケース援助を行っていく上で極めて重要なものであり、いわゆる現業業務の基本となるものである。

しかしながら、指導監査において、1年以上にわたる長期間未訪問ケースや、訪問計画に沿った定期的な訪問調査活動が実施されていない事例など、訪問調査活動に問題のあるケースが散見されている。

計画した訪問調査を確実に実施することはもとより、訪問予定を漫然とこなすことなく、被保護世帯の状況に応じて随時訪問するとともに、援助方針を踏まえ、訪問調査の目的を十分認識し、生活実態の把握や就労指導等の訪問目的が達成される訪問調査活動を行うよう指導を徹底すること。

特に、稼働能力の活用等に指導を要するケースについては、訪問頻度を

高める等の措置を講ずるよう助言指導すること。

また、訪問時の不在が続く世帯については、不在理由等の確認及び民生委員等を活用し生活状況等を確認するとともに、訪問方法を工夫する等して可能な限り家庭内面接を行い、生活実態の把握に努めるよう助言指導すること。

さらに、査察指導員による訪問調査活動の進行管理の状況も含めて確認の上、査察指導員に対し訪問調査活動の進行管理の重要性を認識させ、現業員に訪問調査を確実に実施させるよう助言指導すること。また、訪問調査活動においてケースに対する指導等が適切に行われているか確認するとともに、援助困難ケース等に対する現業活動を支援する観点から、査察指導員が必要に応じて同行訪問するよう助言指導すること。

なお、訪問調査結果については、早期にケース記録に記載し、その都度決裁に付すよう助言指導すること。

#### c. 無料低額宿泊所等に居住する被保護者に関する留意点について

無料低額宿泊所等に居住する被保護者に対する訪問調査活動については、以下に留意の上、助言指導すること。

- ① 一般住宅に居住する被保護者と同様に訪問調査活動を行い、生活実態の把握に努めるとともに、無料低額宿泊所等において適切な支援が行われているか随時確認すること。
- ② 一般賃貸住宅での生活が可能と判断された場合には、必要に応じて転居等の支援に努めること。
- ③ 生活保護所管課と無料低額宿泊所所管課は、必要な情報を随時交換するなど、連携の強化に努めること。

#### (イ) 資産及び収入の適正な申告指導

就労可能と判断された者については定期的（毎月、または3ヶ月ごと）に、就労困難と判断された者については少なくとも12ヶ月ごとに収入申告書を提出させ、その審査の徹底を図るとともに、必要に応じ勤務先等の関係先調査を行い、適正な収入認定に努めるよう助言指導すること。

また、次のような資産保有ケースについては、適切な関係先調査等に努めるよう助言指導すること。

- ① 自動車の保有ケースについては、必要に応じ陸運支局等の関係先調査等によりの確に把握し、保有要件の審査を実施要領に基づき厳正に行うよう助言指導するとともに、保有が認められないケースについては口頭指導のまま放置することなく、法第27条に基づく指導及び指示など、処分指導の徹底を図るよう助言指導すること。
- ② 保有を容認した不動産については、不動産評価額（固定資産税等）の評価替えの時点に合わせて評価額を的確に把握するよう助言指導すること。

#### (ウ) 課税状況調査の徹底及び早期実施

課税状況調査については、実施要領（局）第12の3に基づき、年1回、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査し、被保護者の不正受給の早期発見及び未然防止に努められているところである。

しかしながら、会計検査院から一部の自治体において、

- ・ 課税状況調査が速やかに行われなかったこと
- ・ 調査後の事務処理が適切でなかったこと

などの指摘があったところである。

「課税調査の徹底及び早期実施について（平成20年10月6日社援保発第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」を発出しているので、各福祉事務所に対し、下記の事項に留意し、改善に努めるよう指導を徹底すること。

##### a. 調査の早期実施及び調査により未申告の収入が判明した場合の事務処理等について

上記通知を踏まえ、各福祉事務所において課税状況調査が6月以降速やかに実施できるよう、税務担当官署と早期に協議すること。

また、現在も継続して収入があることが判明した場合には、当該収入について遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理を行うこと。

b. 実施機関における課税状況調査の組織的な実施体制の整備について

課税状況調査の実施漏れや実施の遅れ等の事態を防止するため、主に査察指導員の進行管理を中心として、不一致分だけでなく、収入申告書との突合を実施した全ての調査結果を、担当現業員だけでなく査察指導員等が再確認し、精査の上、決裁する等課税状況調査を的確に行う点検体制の整備を図ること。

(エ) 法第63条及び第78条の適用について

a. 法第63条の適用

① 「生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）」第8の3の（5）の「その他の必要経費」等の控除、及び同通知第8の3の（3）に該当するものにおいて、は自立更生のための用途に供される額（実施要領（課）第8の40）の検討について、的確になされているか個別に確認の上、適切な処理を行うよう指導を徹底すること。

② 返還の免除については、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に検討されているか確認の上、適切な処理を行うよう指導を徹底すること。

なお、対象金品が既に消費されていることのみをもって、それを自立更生のための用途に供される額として事後的に返還を免除することは認められないものであるので、留意の上、適切な処理を行うよう指導を徹底すること。

b. 法第78条の適用

課税状況調査等の結果により判明した不正受給事案の事務処理に際しては、広義の不正受給に係る法第78条の適用に当たり、「不実の申請その他不正な手段」によるものか否か、特にその故意性について別冊問答及び適正運営の手引きを踏まえて的確に判断できているか、監査時に個別に確認し、以下に留意の上、適正な事務処理を行うよう指導を徹底すること。

① 被保護者が故意に届出又は申告を怠ったことが認められる場合においては、法第63条ではなく、法第78条を適用しているか。

- ② 故意性の検討をすることなく、対象金品を既に消費したことなどだけをもって、法第63条または第78条を一律に適用していないか。
- ③ 各種控除を適用せず、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象としているか。
- ④ ケース診断会議等で組織的検討を行うこと。
- ⑤ 不正受給発生の原因が分析され、再発防止及び早期発見策が具体的に講じられているか。

(オ) 適切な病状調査及び就労阻害要因のない者等に対する就労指導の徹底

就労支援・指導に当たっては、特に下記の点について確認し、適切に行われるよう助言指導すること。

- ① 就労阻害要因の把握が、主治医訪問による病状調査等によって行われているか（特に軽作業可の場合）。
- ② 現業員等によるハローワーク等への同行訪問、生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム又はその他の就労支援プログラムの活用など、福祉事務所による就労支援対策が積極的に実施されているか。
- ③ 「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について（平成14年3月29日社援発第0329024号厚生労働省社会・援護局長通知）」による就労及び求職状況の把握及び指導援助が、適切に実施されているか。
- ④ 稼働能力を活用していない又は不十分な場合は、適正運営の手引きを踏まえた指導指示が適切に実施されているか。

なお、稼働能力を活用しているか否かについては、実施要領（局）第4に基づき、

- ① 稼働能力があるか
- ② その具体的な稼働能力を前提にして、能力を活用する意思があるか
- ③ 実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか

により判断しているか確認し、適正に実施するよう指導を徹底すること。

特に稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、

それらを客観的かつ総合的に勘案しているか確認し、適切に実施するよう指導を徹底すること。そのため、稼働能力判定会議の設置についても、助言指導すること。

#### (カ) 扶養能力調査の徹底

- a. 扶養能力調査に当たっては、把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき被保護者その他から聴取するなどの方法により、扶養の可能性を、精神的支援も含めてまず調査するよう指導を徹底すること。
- b. 重点的扶養能力調査対象者は、①扶養義務者のうち生活保持義務関係にある者、②生活保持義務関係にないが扶養の可能性が期待される親子関係にある者、③特別の事情がありかつ扶養能力があると推測される者である。

重点的扶養能力調査対象者が管内に居住する場合には実地に調査するよう助言指導すること、また、管外に居住する場合において文書照会をしたが回答期限にまでに回答がないときは、再度期限を付して再照会するよう指導を徹底すること。

- c. 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合はすみやかに調査すること、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度は行うことも合わせて指導を徹底すること。

#### オ 頻回受診者及び長期入院患者に対する指導援助

頻回受診者や重複受診者に対する適正受診指導については、主治医訪問や囑託医協議の上、具体的な支援方針を定め、被保護者に対する指導援助を適切に行うよう助言指導すること。

また、入院期間が180日を超える精神障害者や高齢者等の入院患者のうち受入条件が整えば退院可能な者については、精神障害者及び高齢者施策等との連携を図り、適切な受入先の確保、個々の退院阻害要因の解消や退院に向けた指導援助を行うための自立支援プログラムの導入など、退院に向けた支援を適切に行うよう助言指導すること。

## カ レセプト点検の適正実施

医療費の適正な支払いのため、内容点検等のレセプト点検を全ケース実施し、過誤の認められるレセプトについては、遅滞なく過誤調整を行うとともに、診療内容等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議等を行うよう助言指導すること。なお、助言指導に当たっては、以下に留意すること。

① レセプトは、個別ケースごとに直近6ヶ月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。

また、病状の把握、療養指導等に際し、現業員、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。

② 資格点検、単月点検、縦覧点検について、適格者によって適切な方法により実施されているか。

③ 単月点検、縦覧点検を業者委託している場合、仕様書の見直し、競争入札の実施等を行うことなく、安易に同一業者に長期間委託していないか。

## キ 他法他施策の活用

(ア) 介護扶助の適用を受けている40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者以外の者に対する障害者施策の活用

介護保険の適用を受けている40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者以外の者であって、障害者自立支援法に基づく介護給付費等が活用できる者について、障害者自立支援法等他法が介護扶助に優先して活用されているか、指導を徹底すること。

(イ) 障害基礎年金等の受給権の確認

一定の障害の状態にある者に係る障害基礎年金や労働者災害補償保険の障害（補償）給付等の受給資格、遺族厚生年金や労働者災害補償保険の遺族（補償）給付等の受給資格について、保護開始時だけでなく保護受給中においても必要に応じて確認するよう指導を徹底すること。

#### (ウ) 障害者自立支援医療等の適用

他法他施策の活用の観点から、医療扶助受給者について、主治医への訪問調査やレセプトの傷病名の一斉点検などにより、障害者自立支援法に基づく自立支援医療など他法他施策活用の可否を確認し、可能な場合は当該他法他施策の適正な活用を図るよう指導を徹底すること。

#### (エ) 要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度の活用徹底

要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度の活用については、各都道府県・指定都市の本庁において、本貸付制度の活用促進を図られるよう、本庁内関係部署及び関係機関と連携するとともに、本貸付制度への移行に関する対象世帯ごとの進捗状況を定期的に確認・管理の上、実施機関に対し適宜必要な助言指導を行うこと。

#### ク 不正受給の未然防止対策の徹底と早期発見

生活保護費の不正受給については、毎年度、継続して発生しているところであるが、これら不正受給事案の発生は、国民の生活保護制度に対する信頼を損なうこととなり、失った信頼を回復することは容易ではないことから、対策を講じることが急務であると考えている。

そこで、不正受給が防止、または早期に発見できなかった原因をみると、

- ・ 訪問調査活動が不十分であり、世帯員の減少や収入の変動あるいは就労の実態が把握されていなかったこと
- ・ 世帯員の実態に即した定期的な収入申告書が未徴取であったか、徴取されていても給与証明書等の挙証資料が未添付または内容の審査が不十分であったこと
- ・ 年金、手当の受給権の把握及び受給の確認が不十分であったこと
- ・ 課税状況調査や預貯金・生命保険等の関係先調査が未実施又は不十分な状況であったこと

等が挙げられるところである。

については、不正受給を未然に防ぎ、また、早期に発見するため、特に以下のような点について指導を徹底すること。

## (ア) 不正受給の未然防止

不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条ケースについては、その発生原因を十分に把握、分析した上で適切に適用するよう指導を徹底すること。

特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題はないか、年金、手当等の受給権の確認が適切であるか等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているかについて確認の上、適切に処理するよう指導を徹底すること。

また、収入申告義務については、世帯員全員、例えば高校生のアルバイト収入等についても必要である旨、保護開始ケースについては開始時に、継続ケースについては定期的に、資産及び収入の届出義務について記載した「保護のしおり」等を配布するなどし、十分周知するよう助言指導すること。

なお、その際、特に高校生のアルバイト収入については、未成年者控除を含め勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象とならない経費等についての収入認定除外の適用についても、併せて周知するよう助言指導すること。

## (イ) 暴力団員の排除

福祉事務所において、被保護者又は申請者等の言動から暴力団員ではないかとの疑いが直ちに持たれなくても、その経歴などから暴力団親交者との交流の可能性が想定される場合は、警察等関係機関との連携を十分図り適切に処理するよう指導を徹底すること。

また、都道府県及び指定都市本庁においては、警察等関係機関との連携・連絡を密にし、暴力団員該当性に係る照会状況やその結果の把握の上、上記について、指導を徹底すること。

## ケ 代理納付等の適切な活用について

生活保護制度における代理納付等については、平成19年度に会計検査院から、介護保険料等の未納者に対し適切に代理納付等を活用すべきとの指摘を受け、さらに、平成20年度においても、会計検査院より取組が十分進んでいな

い旨の指摘がなされたところである。

については、未納状況のさらなる積極的な改善に向け、「生活保護制度における代理納付等の適切な活用について（平成19年10月5日社援保発第1005002号厚生労働省社会・援護局保護課長、総務課指導監査室長連名通知）」に基づき、適切な取組が行われるよう指導を徹底すること。

なお、民間賃貸住宅についても、家賃を滞納している者に対する代理納付制度の活用を、公営住宅と同様に検討の上、住宅扶助の適正な運用が図られるよう必要な助言指導を行われたい。

## （2）自立支援の推進（自立支援プログラムの活用状況の把握及び助言）

都道府県・指定都市本庁は、福祉事務所における、地域の実情に応じた多様な自立支援プログラムの実施を促進するため、福祉事務所に対して、自立支援プログラムに係る取組を積極的に支援する必要がある。

### ア 個別支援プログラムの活用状況についての実態把握と助言について

福祉事務所における個別支援プログラムの活用状況について、参加者数や達成者数などの数値等の把握にとどまらず、ヒアリング等を通じて抱える問題点・課題等を把握し、参考となる事例の紹介や雇用対策などの関係施策、社会資源等に関する情報提供などの的確な助言を行われたい。

なお、平成21年度において自立支援プログラムの事例集を作成する予定であるので活用されたい。

### イ 福祉事務所に対する支援について

多くの都道府県・指定都市において、自立支援プログラムに関する研修会が開催され、また事例集の配布や個別支援プログラムのモデルを提示するなどの取組もみられるところである。

しかしながら、福祉事務所の規模や個別支援プログラムの対象者数によっては就労支援員などの専門職の配置が困難なために、主に現業員による支援にたぎるを得なく、そのため個別支援プログラムの効果が十分上がらない、若しくは

多様な個別支援プログラムの策定・実施が困難になっている実情が見受けられる。

このため、近隣の福祉事務所による共同運営方式や本庁による巡回方式の導入など専門職の確保について検討願いたい。

また、参考になる事例や雇用対策などの関係施策や社会資源に関する情報収集を積極的に行い福祉事務所に提供する一方、福祉事務所とハローワークや保健所などの関係機関・団体との連携強化をこれまで以上に図られたい。

### (3) 組織的運営管理及び実施体制の充実・整備

#### ア 現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止について

福祉事務所の職員による不祥事については、会計検査院の平成19年度決算検査報告において、現業員等による詐取等が発覚した状況が指摘され、その再発防止対策について、是正改善の措置を求められたところである。

このようなことは、会計検査院より指摘されるまでもなく、生活保護制度そのものや福祉事務所に対する信用を著しく失墜させるものであり、あってはならないことである。

については、以下について管内福祉事務所に対する指導を徹底すること。

- ① 法第63条の返還金等に係る詐取及び領得を防止するため、現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金等の管理、現業員等の現金の取扱い手順、決裁権者等を明確にした事務処理規程等を整備すること。
- ② 窓口払いの必要性の有無を検討し、可能な限りの縮減を図るとともに、現業員の出納業務への関与の縮減について検討し、事務処理方法の見直しを図ること。
- ③ 虚偽の保護決定調書を作成することによる詐取及び領得を防止するため、査察指導員等は、現業員等による現業活動の把握、課税状況調査等の事務処理の審査や処理状況の進行管理を徹底すること。

また、一部の自治体において、生活保護の電算システム上、決裁確認機能が組み込まれておらず、担当員の起案した支給決定に関するデータが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れることにより、生活保護費が不適切に

支給されるといった事案が見受けられた。

決裁を経ずに生活保護費の支給手続を行うことは決してあってはならないものであり、都道府県・指定都市本庁の実施する指導監査の際、各福祉事務所における電算システムの状況を確認の上、適正な支給を行うよう助言指導すること。

## イ 対行政不当要求への適切な対応

近年、面接相談時や訪問時などにおける被保護者からの暴力行為による現業員等の事故が報告されている。

指導監査に当たっては、相談内容に応じた面接の実施、面接相談室内に凶器となりうる物を置かないなどの環境面での配慮や、面接相談体制のあり方、問題のあるケースに対する複数による訪問体制をとる等、管内福祉事務所に対し事故発生防止について助言指導すること。

また、威圧的な態度で不当な内容の要求を迫るような粗暴ケース等については、担当者だけの対応とせず管理職が率先して対処し、その早期解決に向け警察との連携を図るなど組織的に対応するよう助言指導すること。

具体的には、次のような点について取り組むよう助言指導されたい。

- ① あらかじめ警察の暴力団排除担当課の担当者に連絡をとり、対応方法について助言を求めること。
- ② 事態の態様や必要性に応じて、有事の際の迅速な対応が可能なように事前に警察へ協力を求めること。
- ③ 暴力追放運動推進センター等における不当要求防止責任者講習への参加や、同センターにおいて提供されている暴力団関連情報を活用すること。
- ④ 幹部等職員は、日頃から警察の幹部等との連絡を密にし、緊急時に円滑な協力が得られるよう体制の構築を進めること。

## ウ 生活保護業務の実施方針等の適切な策定

### (ア) 前年度監査結果及び国の重要方針の徹底

指導監査において、実施方針は策定されているものの、前年度からの改正

がデータの年次更新に留まり、当該福祉事務所の課題やその改善の方向等について、盛り込まれていないものが見受けられる。

福祉事務所が毎年度策定する生活保護業務の実施方針については、「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について（平成17年3月29日社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」に基づき適切に策定されているか、また、国の当該年度の重点事項が反映されているかについて、年度当初にヒアリングを行うなどの方法により確認し、必要な助言指導を行うこと。

なお、実施方針は、「計画－実施－評価－見直し」を意識して策定することが重要であり、確認の際にもP D C Aサイクルを意識した上で助言指導すること。

#### (イ) 当該年度における重点事項の明確化

各福祉事務所が策定する生活保護業務の実施方針に、監査指摘事項及び国の当該年度の重点事項を反映させる観点から、都道府県・指定都市本庁が、「生活保護法施行事務監査の実施について（平成12年10月25日社援第2,393号厚生省社会・援護局長通知）」の別添「生活保護法施行事務監査実施要綱」（以下「監査実施要綱」という。）において、毎年度当初に福祉事務所ごとの過去の監査結果や最近の保護動向等を勘案の上で定めることになっている監査の重点事項について、今回の全国課長会議等を受け、速やかに策定の上、各福祉事務所へ伝達されたい。

#### エ 査察指導機能の充実強化（現業員等への指導事項に係る進捗管理の推進）

監査結果を見ると、訪問調査活動、病状把握及び就労指導等の生活保護制度の適正運営のための基本的な事項について問題が認められた福祉事務所が少なくない。また、扶助費算定誤りによる法第63条の適用事例が多数発生している福祉事務所もあるなど、査察指導機能が十分発揮されていない福祉事務所が見受けられる。

査察指導機能が十分発揮されていない福祉事務所の実態を見ると、現業活動

が現業員任せとなり、業務の進行管理が十分行われず、また、ケース審査も十分な状況が見られる。

については、査察指導員は、訪問計画及びその実績表により、毎月、現業員の訪問調査活動を確認する際には、以下について留意するよう助言指導すること。

- ① 年間訪問計画に沿った訪問調査が確実に実施されているか。
- ② 訪問調査の際には、直接指導すべき者との面接が実施されているか。
- ③ 援助方針を踏まえた訪問調査目的は達成されているか。
- ④ 不在時においては、訪問メモを残す一方、同一月内または翌月において速やかに再訪問を実施しているか。
- ⑤ 長期に不在が続く場合には、訪問方法を工夫しているか。なお、長期不在の事由が明確ではない場合については、改めて生活実態について調査しているか。

また、現業員に指導指示した事項の進捗管理については、ケースの実態を踏まえ、指導指示事項の重要性・緊急性に応じて取り扱うことを基本として行うこととし、指導指示事項及び現業員が処理した結果を確実に記録し、進捗管理の徹底を図るよう助言指導すること。

ケース審査に当たっては、これまでの扶助費算定誤りの原因になりがちな世帯実態の変化や収入認定、各種加算の計上について留意すること。扶助費算定誤りの早期発見には、チェック表を用いて年に数回一斉に扶助費の算定状況を確認するなどの手法も考えられること。

なお、保護の決定・変更の判断に当たり、その根拠となった認定事実及びその挙証資料等を添付するとともにケース記録に経緯及び必要性、並びに適用法令・通知等を明記するよう助言指導すること。その際、保護の決定・変更に関わる事項については、軽微なものでも必ずケース台帳に記載させるよう助言指導すること。

オ 必要な現業員の充足及び査察指導体制の充実整備（極端に現業員が不足する福祉事務所に対する重点的指導）

現業員が社会福祉法第16条の標準数を下回ることで、生活保護制度の適正